

田園住居地域創設に伴う地区計画の計画書の記載の補正について

1 概要

- ・建築基準法が一部改正され、これまでの 12 種類の用途地域に新たに「田園住居地域」が創設されました。（平成 29 年 5 月 12 日公布、平成 30 年 4 月 1 日施行）
- ・この一部改正により、建築基準法別表第 2 の構成が変わりました。
- ・これに伴い、地区計画の計画書において建築基準法を引用しているものに項ずれが生じることから、同法文との整合を図るため地区計画の計画書の記載を補正します。

※地区計画の制限の内容自体の変更はございません。

2 建築基準法の一部改正による同法別表第 2 の項ずれ

改正後		改正前	
別表第 2		別表第 2	
(い)項	第一種低層住居専用地域の建築制限	(い)項	第一種低層住居専用地域の建築制限
(ろ)項	第二種低層住居専用地域の建築制限	(ろ)項	第二種低層住居専用地域の建築制限
(は)項	第一種中高層住居専用地域の建築制限	(は)項	第一種中高層住居専用地域の建築制限
(に)項	第二種中高層住居専用地域の建築制限	(に)項	第二種中高層住居専用地域の建築制限
(ほ)項	第一種住居地域の建築制限	(ほ)項	第一種住居地域の建築制限
(へ)項	第二種住居地域の建築制限	(へ)項	第二種住居地域の建築制限
(と)項	準住居地域の建築制限	(と)項	準住居地域の建築制限
(ち)項	田園住居地域の建築制限	(ち)項	近隣商業地域の建築制限
(り)項	近隣商業地域の建築制限	(り)項	商業地域の建築制限
(ぬ)項	商業地域の建築制限	(ぬ)項	準工業地域の建築制限
(る)項	準工業地域の建築制限	(る)項	工業地域の建築制限
(を)項	工業地域の建築制限	(を)項	工業専用地域の建築制限
(わ)項	工業専用地域の建築制限	(わ)項	用途地域の指定のない区域（都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域を除く。）内の建築制限
(か)項	用途地域の指定のない区域（都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域を除く。）内の建築制限		

新設

項
ず
れ

3 建築基準法改正に伴い地区計画の計画書の記載を補正する地区及び補正内容

地区計画

地区計画の名称	建築物等の用途の制限	
	補正後	補正前
木場地区	建築基準法別表第 2(ぬ)項	建築基準法別表第 2(り)項
	建築基準法別表第 2(る)項	建築基準法別表第 2(ぬ)項
定納山地区	建築基準法別表第 2(ぬ)項	建築基準法別表第 2(り)項
千種二丁目地区	建築基準法別表第 2(ぬ)項	建築基準法別表第 2(り)項
名西二丁目地区	建築基準法別表第 2(ぬ)項	建築基準法別表第 2(り)項
豊田五丁目地区	建築基準法別表第 2(る)項	建築基準法別表第 2(ぬ)項
港明スマートタウン地区	建築基準法別表第 2(り)項	建築基準法別表第 2(ち)項
	建築基準法別表第 2(る)項	建築基準法別表第 2(ぬ)項
ノリタケの森地区	建築基準法別表第 2(り)項	建築基準法別表第 2(ち)項